

飲食業の労働者雇入れ時 安全衛生教育用パンフレット

1 入社、雇入れ時の労働者は、仕事内容、作業方法、機械の取扱いに慣れておらず、事故を発生しやすいものです。このため、労働安全衛生法では、雇入れ時教育として

機械設備、安全装置または保護具などの取扱方法
原材料の危険性有害性および取扱方法
作業手順、作業開始時の点検
整理、整頓および清潔の保持
業務で発生するおそれのある疾病の原因および予防

事故時の応急措置および退避

などを行うことが義務付けられています。

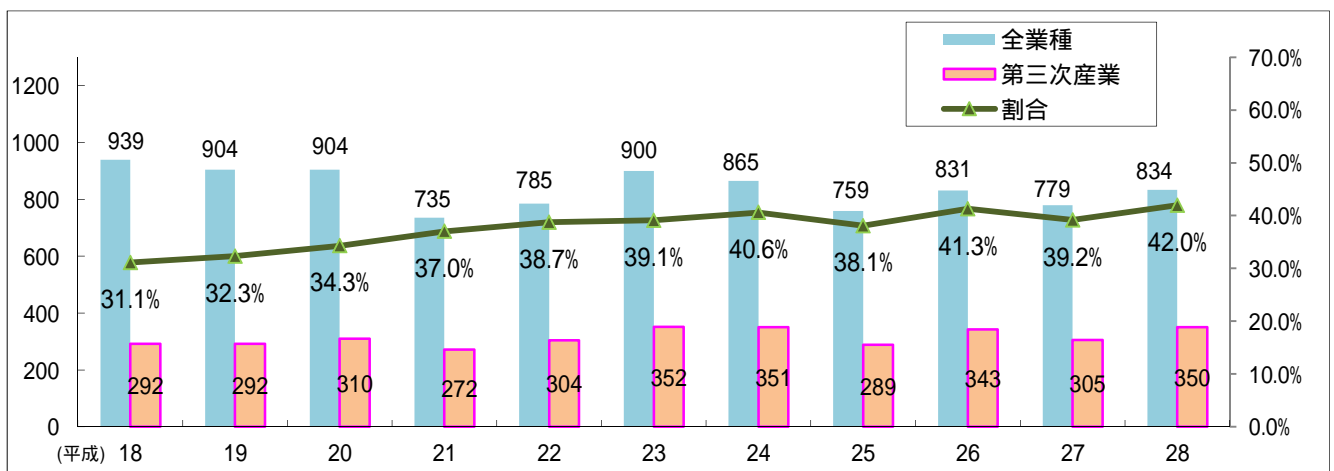
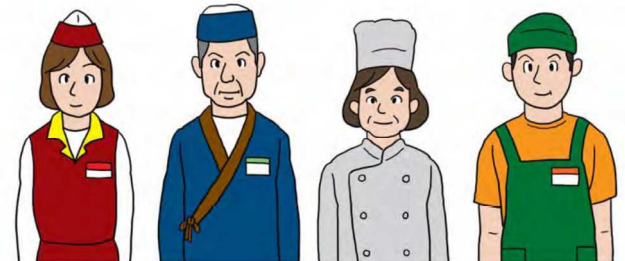
本パンフレットを活用して、労働者を雇入れた時に安全衛生教育を行い、あなたの職場で労働災害が発生しないように対策に取り組んでください。



2 飲食店と労働災害

工作中的な交通事故や転倒などの負傷や病気を労働災害といいます。労働災害で治療を受けた労働者は全国で年間約 50 万人おり、このうち、休業 4 日以上は約 10 万人です。福井県でも、年間約 800 人が労働災害で休業 4 日以上の治療を受け、死亡災害も発生しています。

労働災害は、工場や建設現場などだけでなく、40% 以上は飲食業、小売業、社会福祉施設などの第三次産業で発生しています。福井県でも、平成 28 年に第三次産業の 350 人が休業 4 日以上の労働災害に被災しており、身近な問題です。



福井労働局

3 4 S活動と転倒災害

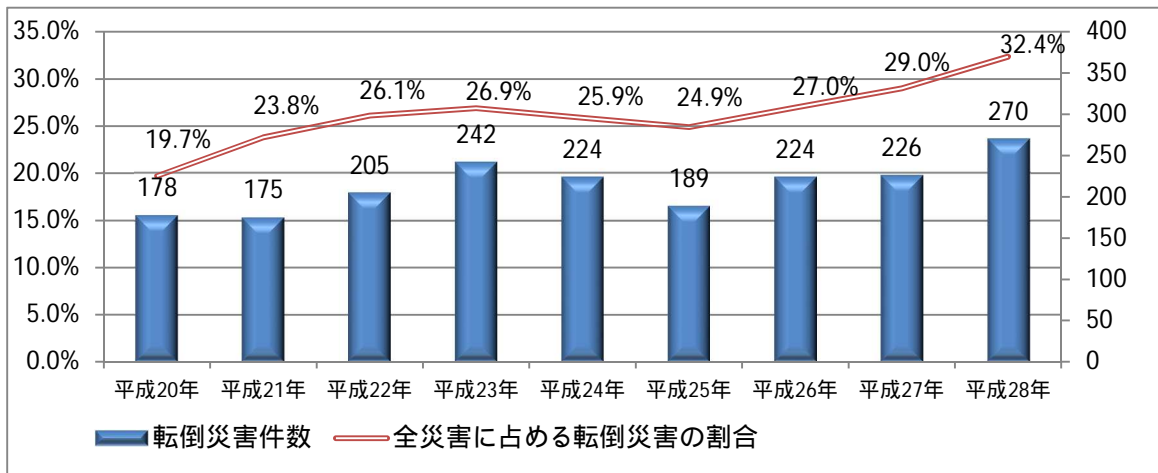
(1) 4 S活動

4 S活動とは、職場での「整理」、「整頓」、「清潔」、「清掃」のことです。
「整理」とは、必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること
「整頓」とは、必要な時に必要な物をわかりやすく安全な状態で、すぐに取り出せるようにしておくこと
「清掃」とは、作業場等のごみ、ほこり、油、溶剤等をきれいに取り除くこと
「清潔」とは、整理・整頓・清掃を繰り返し、快適な状態を実現・維持すること
4 S活動は、安全で効率の良い仕事をするための基本であるとともに、労働災害の原因を取り除く活動です。



(2) 転倒災害

福井県内では、平成20年から転倒災害が労働災害のうちで、最も多い事故の型となっています。平成28年に発生した労働災害は834人、そのうち270人が転倒による災害で、全体の約3分の1（32.4%）を占めています。



転倒災害を防止するには、次のような対策を守る必要があります。

通路や出口に物を放置しない

床の水、油、粉類などを放置せず、その都度取り除く

安全に移動できるように十分な明るさを確保する

靴は、作業現場にあった耐滑性があり、サイズの合ったものを履く

段差のある場所や滑りやすい場所などに注意を促す標識を付ける

書類や携帯電話を見ながら歩いたり、ポケットに手を入れて歩かない



4 服装と保護具

職場では、仕事がしやすく、安全に作業ができる服装や靴を着用しましょう。車通勤の場合などに、駐車場から玄関までの間の転倒災害も多く認められますので、安全な通勤・移動ができる靴を選びましょう。

職場では、安全又は清潔を確保するために手袋やマスク等を着用する場合があります。このような保護具は性能やサイズのあったものを正しく使うとともに効果がなくなったものや破損した保護具は機能を発揮しませんので、使用前に確認を行いましょう。



靴の定期点検を実施しましょう！

靴底がすり減ることで耐滑性は損なわれ、スリップしやすくなります。

定期的に、靴の屈曲性、靴底の減り具合等を確認し、不具合があれば、靴の交換をして下さい。



5 機械設備と点検

職場で、普段危険を感じることはありませんが、多くの機械設備を利用しています。それぞれの機械設備は安全対策がとられていますが、使い方を間違えたり、異常時に近づくと負傷をすることも少なくありません。正しい取扱いを行うとともに異常があった場合には、まず、停止させて対応することが必要です。特に、電気が流れている部分を触ることで感電するおそれがありますので、自らの判断だけで修理するなどには行ってはいけません。



6 切れ・こすれ災害

飲食店では、転倒災害に次いで切れ・こすれ災害が発生しています。「切れ・こすれ」による労働災害は「包丁などの刃物」、「皿やコップなど割れた食器」、「缶の開口部の鋭利分」、「食品加工用機械」といったものが原因で発生しています。

これらの切れ・こすれ災害を防止するためには、次の事項をしっかりと教育しましょう。

(1) 刃物による「切れ、こすれ」災害の防止

刃物を使用する時は目線を外さないようにしましょう。

4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底し、使い終わった刃物はきちんと片付けましょう。

冷凍食材をカットする際は食材が滑ったり転がったりするおそれがあることに留意して作業しましょう。

(2) 割れた食器などによる「切れ、こすれ」災害の防止

食器を洗うときにはゴム手袋など、手先を保護するものを着用しましょう。

ゴミ袋にも割れた食器や焼き鳥の串などの鋭利なものが混入している可能性があるため、軍手や長いエプロンなど、手先や足元を保護するものがあれば着用しましょう。

(3) 缶の鋭利部分による「切れ、こすれ」災害の防止

缶の蓋、缶の縁などで手を切る場合があるので注意しましょう。

缶切りのいらないプルトップ型の缶でも「切れ、こすれ」災害は発生するので気をつけましょう。

(4) 食料品加工機械による「切れ、こすれ」災害の防止

刃物部分のガードを外すなど、本来の状態でない形で使用しないようにしましょう。

機械の点検、掃除、修理をする場合には、機械を停止し、完全に止まっていることを確認してから作業しましょう。



7 心とからだの健康づくり

労働安全衛生法では、労働者の健康診断を定期的に行うことが義務付けられており、労働者の皆さんは職場が行う健康診断を受診しなければなりません。健康診断の結果は、労働者本人に通知されるとともに、職場での労働者の健康管理にも活用されます。

また、「仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスになっていると感じることがある」労働者が半数を超えています。仕事のストレスによりメンタル不調となり仕事を辞めたり、精神障害となるケースも発生しています。一人だけで問題を抱え込まないことが大切です。職場の相談窓口や厚生労働省のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を利用しましょう。

8 感染症

感染症は、自らがかからないように気を付ける必要がありますが、もし、かかってしまったら、他の労働者にうつさないようにしなければなりません。職場では多くの労働者が身近で働きますので、飛沫感染や空気感染に特に注意しましょう。

飛沫感染	咳やくしゃみの飛沫で広がります。 (主な感染症 インフルエンザ、風邪)
空気感染	飛沫が蒸発して微粒子になっても感染が広がります。 (主な感染症 結核、麻疹)

飛沫感染や空気感染を防止するためには、手洗いや消毒を徹底するとともに、マスクを着用して飛沫の拡散を防ぐことが重要です。もちろん、感染のおそれがある場合には、早めに治療を受けて、職場を休むことも必要です。

9 交通事故

労働災害のうち死亡災害の約 1/5 は、交通事故によるものです。交通事故は、被害者となるだけでなく、加害者となる場合もありますので、通勤時も含めて、交通ルールを守りましょう。



10 災害や事故時の緊急対応に関すること。

(1) 緊急対応

地震や火災が発生した時や重篤な労働災害が発生した場合には、職場の緊急連絡先に連絡する必要がありますので、職場の緊急連絡先を確認しておきましょう。また、職場からの退避ルート(非常口や非常階段など)も確認しておく必要もありますし、地震の場合には避難場所に退避しますので、避難場所も確認しておく必要があります。もちろん、消火器の位置や救急箱の配置も確認しておきましょう。



(2) 応急措置

労働災害が発生した場合には救助を行います。生命にかかわるような場合には迷わず救急車を呼びましょう。重篤な災害でなくとも、治療が必要な負傷の時には速やかに医療機関を受診するようにしましょう。やけどの場合には、軽い場合でも流水で冷やすことが応急措置としては大切です。



状況によっては救出も必要になりますが、救出時に被災する危険性もあります。特に酸欠や一酸化炭素中毒などの場合には、空気呼吸器の着用や十分な換気をして救出しないと救出しようとした労働者が、より重篤な酸欠や中毒となる場合があります。救急措置や救出活動は、周囲の状況も確認して、落ち着いて、対応しましょう。